

奈良市埋蔵文化財調査センター紀要

1994

奈良市教育委員会

目 次

菅原東遺跡出土の碎片についての一考察……………久保 邦江	1
—碎片からみた縄文時代の菅原東遺跡の様相—	
平城京出土の飛鳥寺軒丸瓦と「竹状模骨痕」をもつ丸瓦…………原田 憲二郎	12
鳥紐蓋小考……………池田 裕英	17
—平城京跡出土例を中心に—	

菅原東遺跡出土の碎片についての一考察

—碎片からみた縄文時代の菅原東遺跡の様相—

久保邦江

I. はじめに

奈良県内には数多くの遺跡が存在するが、縄文時代以前の遺跡については他の時代と比較し、著しく数が少ないと見える。本来的に遺跡の数が少ないので、それともすでに破壊されたのか、あるいは調査の手が及んでいないのか問題が残るところであるが、とりわけ奈良市の位置する奈良盆地北部については、奈良時代の平城京の遺構が存在するため、発掘調査に際しては下層遺構に目が向けられることが少なかったことは事実である。最近では下層の確認も行われるようになり、部分的に縄文時代の遺物を含む層や自然流路等が報告されているが、面的な調査に至ることは稀である。

筆者は1993年に奈良市所在の菅原東遺跡において縄文時代の石器集中部を確認し、面的

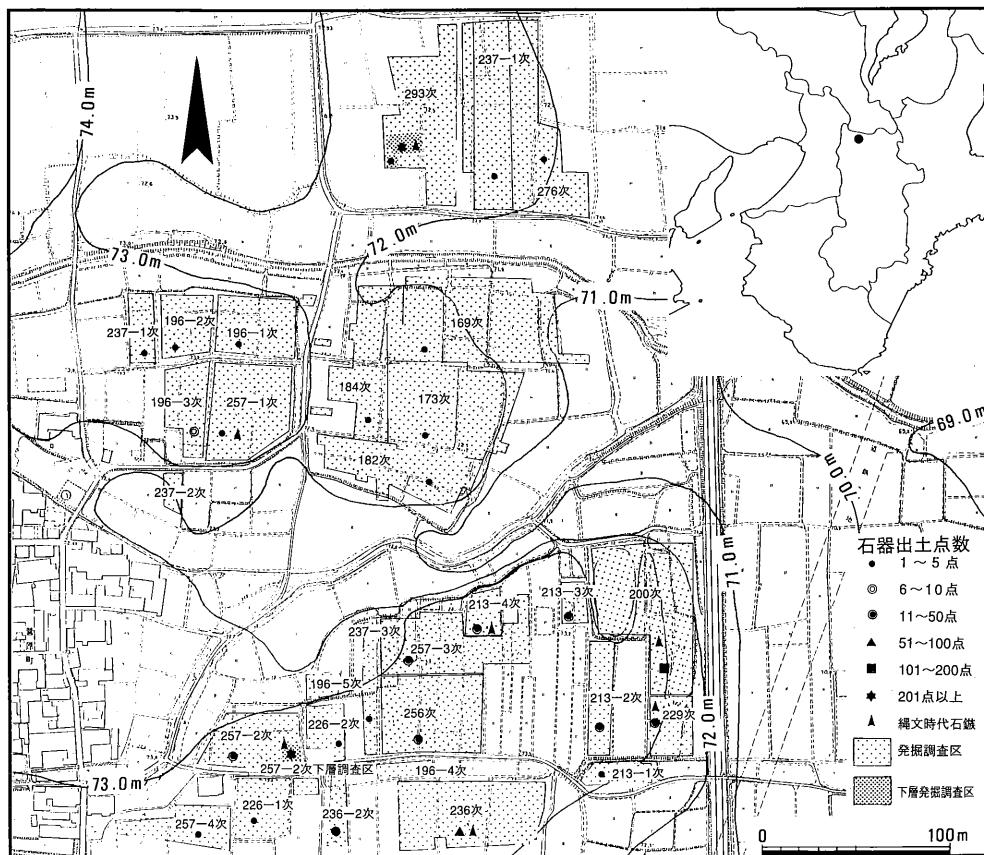


図1 調査地と周辺の地形 (1/4000)

(奈文研作成1/1000地形図「菅原」「西大寺」に加筆)

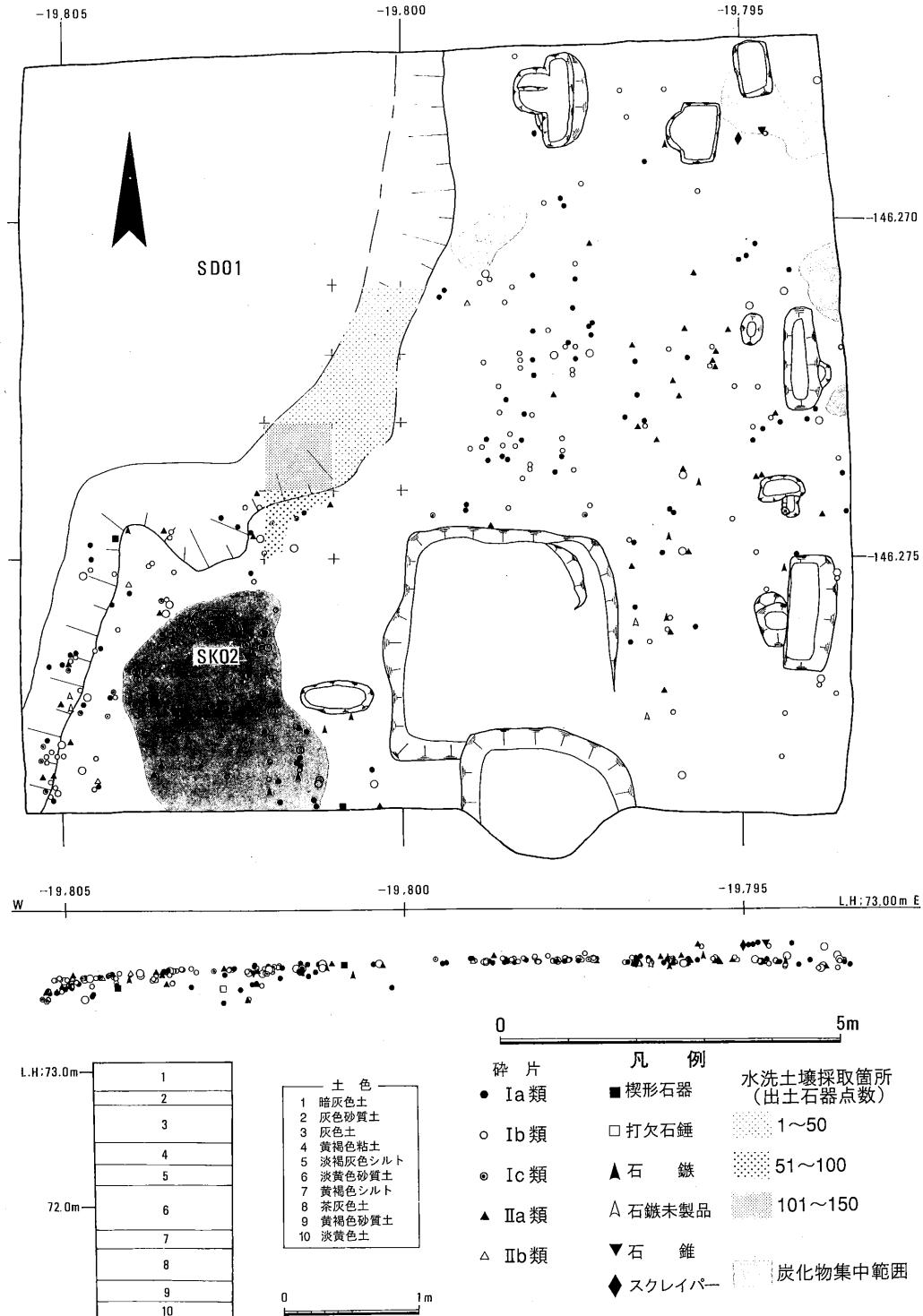
な調査を行う機会を得た¹⁾。小稿の目的は菅原東遺跡出土の資料のうち出土点数が最も多い碎片²⁾を取り上げ、従来の石器研究で主として行われてきた形態や分布などの分析とは別の角度からアプローチすることによって、縄文時代の菅原東遺跡形成の背景を概観するものである。

II. 地理的環境

菅原東遺跡は奈良盆地北西部に位置している。北方には奈良山丘陵が控え、西方には西の京丘陵がある。この西の京丘陵から派生した台地上に遺跡は立地している。周辺の縄文時代の遺跡には、ここから1.2km北方の西隆寺跡下層遺跡³⁾があり、縄文時代晩期末葉(船橋式)の流路が確認されている。1.5km北西には平城宮佐紀池遺跡⁴⁾があり、その下層で縄文時代中期後半の土器片が出土している。また、奈良盆地北中部では奈良市大森町で工事中に御物石器が採取された例⁵⁾や、最近の調査では平城京左京四条三坊十一坪の下層調査⁶⁾時に縄文時代晚期前葉(滋賀里Ⅲ式)の土坑が確認され、自然流路から丸木弓が出土した例がある。東部の丘陵では奈良市鹿野園町の鹿野園遺跡⁷⁾で石器の散在が確認されており、奈良市白毫寺町の白毫寺遺跡⁸⁾では縄文時代早期の土器片が出土している。

さて、菅原東遺跡は旧石器時代から室町時代にかけての複合遺跡であり、各時代の遺物が出土しており、古くからこの地が利用されてきたことがわかる。奈良時代についていえば、平城京右京三条三坊の北半に相当し、遺跡は条坊で表現されているが、平城京の前後の時代は地名から菅原東遺跡とよんでいる。各時代の様相については『菅原東遺跡埴輪窯跡群をめぐる諸問題⁹⁾』すでに述べられており、ここでは、菅原東遺跡内でのサヌカイト製の石器の出土地点と地形をみてみる。図1の地形図は安井宣也氏が接峰面法から作成した図に一部手を加えたものである。今回取り上げる石器が出土したのは257-2次調査の調査区(図1左下)で、ここは南西から張り出した幅120mほどの舌状の台地の縁辺上にある。この一帯は区画整理事業に伴って広い範囲で発掘調査が行われており、ほとんどの発掘区でサヌカイト製の石器が出土している。出土した石器は257-2次調査と293次調査¹⁰⁾(1994年度調査)以外は、後世の遺物と混じって出土したものである。その多くは時期不明の剥片類であるが、なかには楔形石器や時代が特定できる石鏸・石斧等もある。また、地図の範囲外であるが、菅原東遺跡の北東方向の位置で、縄文時代晚期のものと考えられる赤漆を塗布した飾り弓が自然流路から出土している¹¹⁾。

すでに述べたように、菅原東遺跡の立地は谷と谷に挟まれた小高い台地上である。縄文時代に気候が温暖化していくなか、奈良盆地の湿潤化が進み、大部分が湖水または沼沢地であったため、低地部での生活は避けられ、小高い台地上や丘陵上に生活の場を求めたと考えられよう¹²⁾。



土層柱状図(1/50)

図2 菅原東遺跡石器出土分布図(1/100)

III. 調査の概要

調査の概要については報告済みであるが、さらに細かな遺物整理をしていくなかで若干訂正を要することがあったり、石器群を理解する上で最底限必要な情報があるので、それについて再確認したい。

上層遺構の掘り下げに際して、地山と認識していた黄褐色のシルト層中に炭化物が薄く帶状に堆積しているのを確認した。そこで同様な炭化物が認められる範囲144m²を下層発掘区として設定した。発掘区内の層序は土層柱状図のとおりである(第2図)。遺物は7層の黄褐色シルト層と、その下層で発掘区内で部分的に広がる茶褐色シルト層から出土している。両層から出土している石鏃の形態に同様なものが認められることから時期的な差はほとんどないと考えている。

手掘り(=通常の調査方法)で出土した石器の石材は、ほとんどがサヌカイトで若干チャートの碎片を含んでいる。出土総点数は310点である。その内訳は打製石鏃10点・同未製品3点・楔形石器2点・打製石錐2点・スクレイパー1点・打欠石錐1点・剥片31点・碎片260点である。この他、流路SD01に堆積している茶褐色シルト(石器分布図の網目部)を約316ℓ分もちかえり、1mmメッシュの篩を用いて水洗選別を行った。その結果、石鏃1点・石鏃破損品1点・碎片233点の計235点を採取した。

普通このような微細な遺物を水洗選別で採取する場合、一度手掘りした後の排土で行うのが一般的であるが、今回は手掘りしていないそのままの土を水洗選別したことを明記しておきたい。以下、出土した碎片の分析を行っていく。

IV. 碎片の検討

果たして碎片そのものの分析からその碎片を生じさせた背景を導きだせるであろうか? この問題にアプローチする方法として碎片の背面に残された剥離面の構成による分析が考えられる。背面に残された剥離面の枚数・方向・礫面の有無等の属性によって碎片を分類し、それぞれの類型の碎片が生じる背景を検討していく方法である。これに最初に注目したのは田中英司氏で、埼玉県庄和町風早遺跡出土の石器の製作過程を復元するなかで「正面に異方向の剥離痕の交錯する細石刃状の碎片」を「石鏃チップ」と定義している¹³⁾。また、阿部祥人氏が東京都多摩市多摩ニュータウンNo.852遺跡¹⁴⁾、大下明氏は兵庫県三田市溝口遺跡¹⁵⁾、久保勝正氏は三重県一志郡白山村八幡遺跡¹⁶⁾の調査報告で類型別の碎片の分析を行っている。ただこれらの分析は、石器報告の一部として取り上げられたのみで、厳密な統計分析は溝口遺跡の報告で分類別の長幅をグラフ化している他はほとんど行われていない。そこで、小稿ではこれらの成果を踏まえ、本遺跡出土の碎片の類型化を行い、それらのデータの提示を中心にしつつ若干の考察を加えていきたい。

先ず、碎片を背面の剥離面・礫面が単数か複数かで大きくI・IIに2分類し、さらに剥離方向・礫面の有無によってa・b・cに3分類した結果、次の5類に分類することができる。

- I a類 腹面の剥離方向と概ね同方向である複数の剥離面で構成されるもの
- I b類 複数の剥離面で構成され、一部に腹面の剥離方向と方向の異なる剥離面をもつもの
- I c類 1枚以上の剥離面と礫面で構成されるもの
- II a類 腹面と同じ方向または異方向の1枚の剥離面(ポジティブ面、ネガティブ面)で構成されるもの
- II b類 背面が全部礫面のもの

以下、この分類に従って分析を進めていく。出土した碎片は手掘りの資料と水洗選別による資料があるが、採取方法の違いから分けて検討していく。

A 手掘り資料の検討 上記の基準に従って手掘りの資料260点を検討する。分類した結果が表1の手掘りAのグラフである。最も多いのがI b類で113点(44%)、以下I a類92点(35%)・II a類38点(15%)・I c類14点(5%)・II b類3点(1%)の順になっている。剥離面が複数であるI類が全体の84%を占め圧倒的に多く、I c類・II類のように礫面を残すものの割合が少ないことがわかる。また手掘りグラフBでは久保氏のいう「打面もしくは打点の明瞭な碎片」である「調整チップ」の割合をみている。この「調整チップ」は石器製作者が打撃することによって意図的に剥離させるものであるから、「調整チップ」の分析は、それ以外の打点・打面がなく副次的に生じた可能性の高い碎片を分析する以上に、石器製作段階を復元するのにより有効であると考えられる。また、グラフAとグラフBを比較することによってどの類型のものが副次的に生じる可能性が高いのかを類推することもできる。出土した碎片260点のうち「調整チップ」は118点で約46%を占める。多いものから順にI b類55点(47%)・I a類42点(35%)・II a類13点(11%)・I c類8点(7%)で、II b類は出土しなかった。全体的にはグラフAと同様の傾向を示すが、II a類の割合が減少し、逆にI c類の割合が増加している。

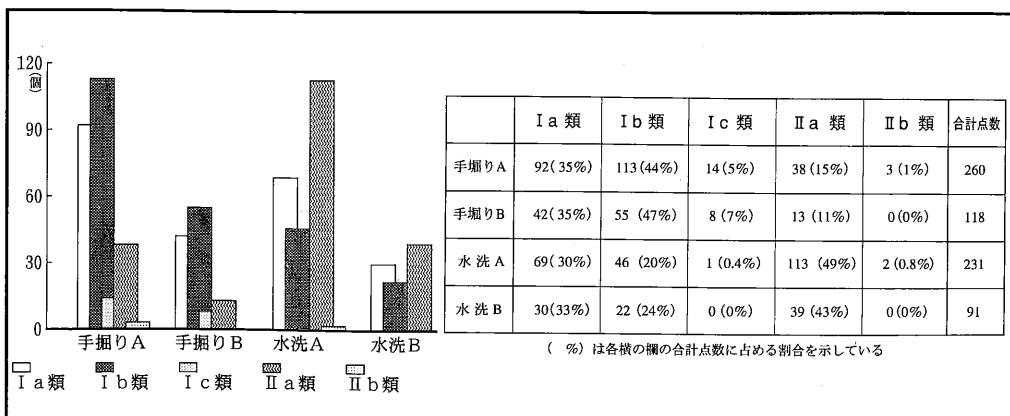


表1 手堀り・水洗選別による類型別比較棒グラフ

表2 類型別出土点数表

次に上記の結果と同じ手法を用いて分析した他の遺跡例と比較してみる。手掘りAのグラフの資料にあたる分析が多摩ニュータウンNa852遺跡で行われているが、特に注目すべき碎片に限定し、数量も不明であるので菅原東遺跡と単純には比較できない。ただ、この分析のなかで、「背面に稜線をほとんどもたない」もの=（小稿のⅡa類）、「背面に細かな剥離痕を多数もっている」もの=（小稿のⅠa・Ⅰb類）は石器の仕上げ段階で生じた資料であるとしている点は注意される。

グラフBは「調整チップ」だけを扱った八幡遺跡例と比較することが可能である。ただし八幡遺跡の場合、碎片の定義を1.0cm未満のものとしており、1.0～2.0cmのものは剥片として取り扱っている。また、「調整チップ」の全碎片に占める割合は65.9%と菅原東遺跡に比べかなり高い。八幡遺跡での類型別の割合はⅠa類が最も多く、次いでⅠb類、そしてⅡa類とⅡb類（小稿のⅠc・Ⅱb類）は極めて少ないと報告している。八幡遺跡の資料が類型の割合を統計的に処理をしていないため十分な対比はできないが、菅原東遺跡との相違点としてⅠa類とⅠb類の順が逆転していること、菅原東遺跡においてはⅠb類・Ⅰa類に次ぐ出土点数で11%を占めるⅡa類が八幡遺跡では極めて少ないことがあげられる。久保氏はⅠa類の多い理由として、本来は仕上げの最終段階で最も多いと考えられるⅠb類はⅠa類より小さいことから、回収率が低く、点数がⅠa類を下回ったと仮定している。ここで問題となるのは類型によって大きさが異なるのかという点である。類型ごとの大きさを示したのは表3の分類別長幅分布グラフAである。剥離軸の長さの平均値（括弧内は「調整チップ」の平均値）は大きいものから順にⅡb類11.3mm（該当なし）・Ⅰc類9.2mm（9.3mm）・Ⅰa類8.7mm（9.3mm）・Ⅰb類8.4mm（8.6mm）・Ⅱa類6.6mm（6.5mm）である。つまり、回収率を問題にしなければ出土点数の少なかった礫面の残存するⅠc類・Ⅱb類が大きく、剥離が1枚のⅡa類が小さい傾向にあることがわかる。この結果は先述のⅠb類がⅠa類より小さいという八幡遺跡での仮定を証明するかのようであるが、これを検証するには水洗選別資料の傾向をみる必要があり、これについては次項で検討する。また、このグラフでは長幅比1:1のラインに分布が集中することから形態的には寸詰まりのものが多く、押圧剥離によって生じるようなものはほとんどないことがわかる。

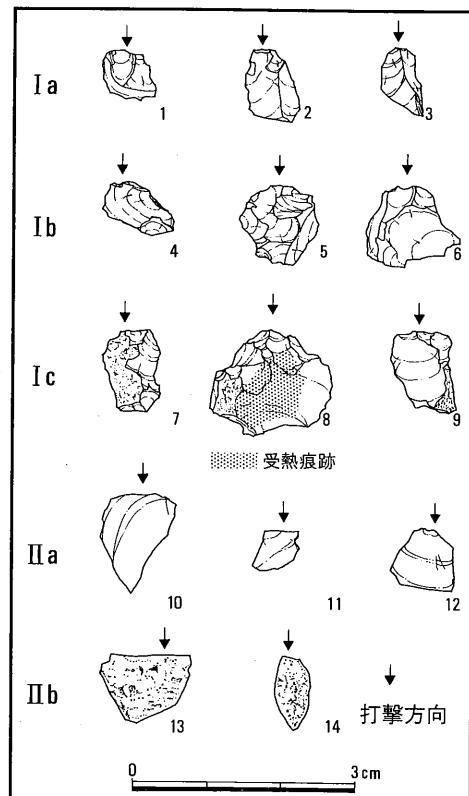


図3 類型別碎片実測図 (1/1)

B 水洗選別資料の検討 水洗選別によって得られた資料231点に関しても同様に検討する。分類の結果は表1の水洗Aのグラフである。類型別点数は多い順に、Ⅱa類113点(49%)・I a類69点(30%)・I b類46点(20%)・Ⅱb類2点(0.8%)・I c類1(0.4%)である。手掘りの資料とは異なりⅡa類が多く、礫面の残存するものは極端に少ない。またI a類とI b類の順序も逆転し、点数の差が顕著になっている。

「調整チップ」は水洗選別全資料中91点で39%であり、手掘りの46%より低い値を示している。類型別の点数・割合は表1水洗Bのグラフのとおりで、Ⅱa類39点(43%)・I a類30点(33%)・I b類22点(24%)の順で、礫面の残存するI c類・Ⅱb類はまったくなかった。類型別点数の傾向は水洗Aのグラフと同様であるが、手掘り資料と同様にⅡa類が減少していることがわかる。類型別の大きさは表4のグラフBで示している。大きい順にI c類5.9mm(「調整チップ」=該当なし)・I b類4.7mm(5.2mm)・Ⅱb類4.2mm(該当なし)・I a類4.0mm(4.2mm)・Ⅱa類3.1mm(3.5mm)である。礫面の残存するものが大きく、剥離面の1枚のものが小さいという傾向は手掘りの資料と同じであり、総じて出土点数の多いものほど小さく、少ないものほど大きいことがわかる。また、前項で述べた久保氏の八幡遺跡での仮説は、水洗選別資料のI b類がI a類より大きいという事実からにわかには首肯しがたい。が、本遺跡の類型ごとの割合が一般化し得るものかどうかという問題も多分にあり、今後の検討課題である。

大きさを手掘り資料のグラフAと比較した場合、水洗選別資料はより小さい範囲に集中している。剥離軸の長さの平均値は水洗選別資料が3.7mm(「調整チップ」=4.2mm)で手掘りの資料の平均値が8.3mm(8.7mm)であるから、手掘り資料が平均値でも倍以上大きいことがわ

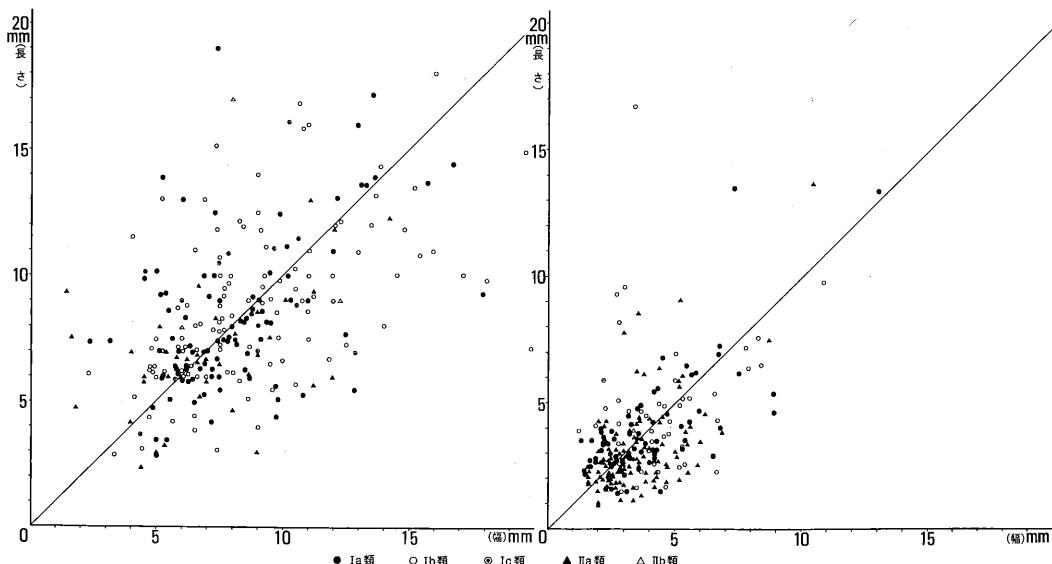


表3 手掘りによる出土碎片長幅グラフA

表4 水洗選別による出土碎片長幅グラフB

かる。しかし、水洗選別資料には本来手掘りによって得られる資料も含まれているはずであるが、1.0cm以上の範囲で分布が希薄であるのは、石器製作の際に碎片が飛散る場所による違いを反映しているか、もしくは手掘り地区から小さい碎片が軽量であるがために流れ込んだ結果かもしれない。形態はグラフAと同様1:1ラインに集まる傾向が強く、寸詰まりのものが多い。

水洗選別の資料については、排土のものだけではなく手掘りで回収できる資料も含んでいるため、手掘り資料と水洗選別の資料を併せて分析している溝口遺跡との比較が可能である。大下氏は先述の田中氏の定義に限定せず、ポイントチップ状のものも含めて「石鏃加工時に生じる剥片¹⁷⁾・碎片全体」を「石鏃チップ」として分析を進めている。その結果最も多かったのはⅡa類で、次いでⅠa類、Ⅰb類、Ⅰc類、Ⅱb類の順となっている。また溝口遺跡出土の「石鏃チップ」の長幅分布のグラフからⅡa類は比較的小さく、礫面を残すものの方が大きいことがわかり、類型別の割合(報告書のグラフから算出)・大きさの点で菅原東遺跡とほぼ同様な結果であるといえる。

C 石器製作段階と碎片の関係 手掘り資料と水洗選別資料の内容をそれぞれ検討・比較してみた。これらの結果の主要なものをまとめると以下のようになる。

- ①手掘り資料は剥離面が複数のもの(Ⅰa・Ⅰb類)が多く、礫面の残存するもの(Ⅰc・Ⅱb類)は少ない。
- ②水洗選別資料は手掘り資料よりも小さく、「調整チップ」の割合も低い。出土数ではⅡa類が最も多い。
- ③手掘り・水洗選別資料とも、「調整チップ」は全資料の大きさの平均値より大きい。
- ④手掘り・水洗選別資料とも、礫面の残存しているもの(Ⅰc・Ⅱb類)は比較的大きく、剥離面が1枚のもの(Ⅱa類)は小さい。
- ⑤手掘り・水洗選別資料とも、Ⅱa類においては全資料に占める「調整チップ」の割合は低い。
- ⑥碎片の大小と出土点数の多寡は負の相関関係にある。

先ず①については、手掘りであるがために、平均値では最も小さいⅡa類が回収しきれず、それよりも比較的大きい碎片の出現率が高くなった結果であると考える。

②③からは、回収率が高まるほど大きめの「調整チップ」の占める割合は減少し、かわりに打撃の際に副次的に生じるもののが増加する。このことから八幡遺跡において「調整チップ」の割合が高いのはⅡa類のような小さい碎片が回収されなかつたからであり、菅原東遺跡よりも回収率は低いことが推定できる。そこで、②に関して水洗選別資料と手掘り資料の剥離軸の最大長別の数量を比較したのが表5である。水洗選別資料の場合数量のピークが3mmで、手掘り資料は6mmである。この結果は、はけうえ遺跡の槍先形尖頭器を製作したと考えられる石器ブロックの分析結果と類似している¹⁸⁾。はけうえ遺跡を分析した桜井準也氏は

かなり慎重な手掘り作業でも、大きさ5mmで60～90%、10mmで10～40%の碎片類が、発掘時のサンプリングエラーによって失なわれているとしている¹⁹⁾。したがって、菅原東遺跡の水洗選別資料はその大きさから考えて、手掘り調査ではほとんど回収し得ないと思われる。

④については石器製作時の調整段階の違いを反映している可能性がある。すなわち調整が進むにつれて、生じる碎片は小型化していくと考えられる。

⑤からはIIa類には副次的に生じる碎片が他の類型より多く含まれている可能性が高いことが考えられよう。Newcomer氏の実験データによると精巧なハンドアックスを製作する場合、一個の製作につき1mmメッシュにかかったものだけで5000点近い石片が生じることがわかっている²⁰⁾。石器製作において生じる碎片類は、ほとんどが打撃の際に飛び散った偶発的剥離による碎片であるといえる。また、実験結果から碎片が小さくなるにつれて数が激増している。すなわち、⑥のように碎片が小さくなればなるほど数が多くなるわけであり、より小さいものを回収できる水洗選別資料においては、最も小さいIIa類が多くなるのは②のとおりである。

以上の検討から分類した碎片がそれぞれ石器製作におけるどの段階で生じるものか若干触れておきたい。まず、礫面の残存するIc類・IIb類は大きく、出土数も少ないので初期の調整段階で生じる碎片であると考えられる。ただ剥片には礫面が残存しているとは限らないので、Ia類・Ib類でも比較的大きいものがこの段階に含まれるであろう。次の段階のものには剥離面が初期に比べるとより小さいIa類・Ib類が考えられる。調整チップの大きさからはIb類よりIa類のほうが後の段階で生じた可能性が高い。最終の段階のものには小さく、剥離面が1枚のIIa類が考えられる。これは先述の多摩ニュータウンでも指摘

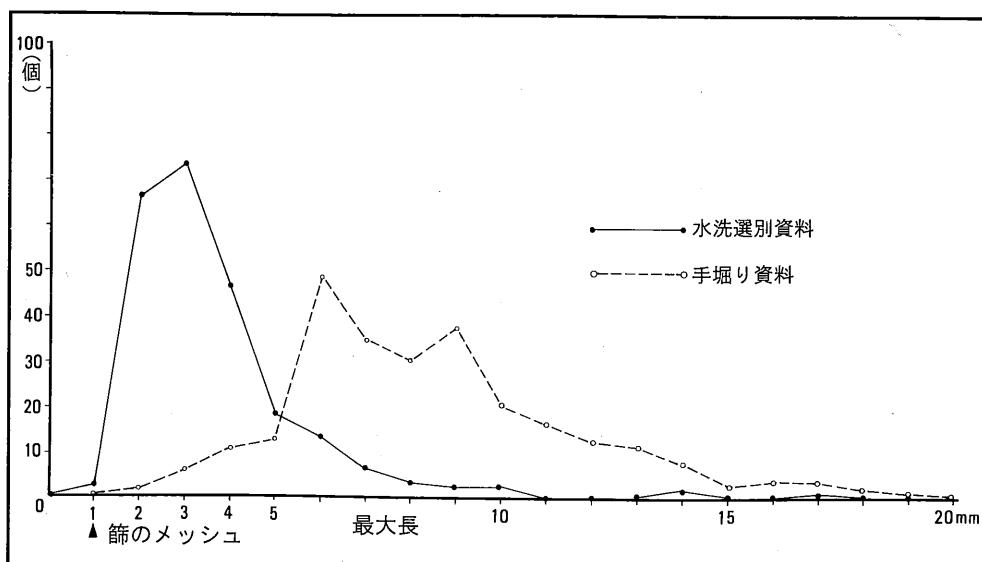


表5 碎片の最大長別出土点数

されていることである。この場合稜線を含まないので、I a類もしくはI b類の碎片をとった後の剥離面の内側に残されるものでなくてはならないが、出土した石器に残されている剥離面の観察からそのような例は極めて少ない。ただしII a類には先述のように打撃の際に副次的に生じる打面・打点のない碎片が多いと考えられることから、このII a類の「調整チップ」以外のものは各段階で生じる可能性がある。

VII. 菅原東遺跡の性格

ここでは、これまでの碎片の分析・検討を踏まえ、菅原東遺跡の性格を考えてみたい。本遺跡では、時期の明確にわかる土器が出土していないので、石器と同一面から出土した炭化物の¹⁴C年代測定を行った。その結果、 4540 ± 120 年B.P.(B.C.2590)という年代値を得た。これは縄文時代中期にあたる。また上記炭化物採取地点から北へ300mほどの調査区で同様にサヌカイト製の石器が集中して出土したが、この調査でも土器が摩滅して出土していたため、共伴した炭化物の¹⁴C年代測定を行った。結果は 4290 ± 105 年B.P.(B.C.2340)とやや新しくなるものの、同じ縄文時代中期に相当する。この2ヶ所の分析結果からこの周辺で縄文時代中期に人間活動があったと積極的に考えるべきであろう。

さて、遺跡の性格についてであるが、調査区内では石器製作の最初の段階を示す石核が全く出土しなかったこと、石器の素材となる剥片が少ないとから、①剥片の剥離作業はこの地点では行わず、持ち込んだ剥片を消費する、②この地点で剥片剥離作業を行い、剥片をほとんど消費し石核は持ち出した、ことが考えられる。どちらかとは決め難いが、礫面のついた碎片の少なさから考えて①の可能性がやや高いのではなかろうか。石器組成をみると、敲石・磨石・石皿など定住を示す遺物が出土しておらず、出土した製品のなかでは狩猟具である石鏃の数が他の器種を凌駕している。

炉の存在は確認されていないが、焚火の痕跡と思われる炭化物の集中部が5ヶ所で確認されており、石器のなかには図3の8のように受熱し、表面にひび割れしているものが数点みられる。石器集中部と炭化物は分布で重複している部分があり、両者の共時性は十分考えられる。石器集中部はI b類のような異方向の剥離面を取り込むように剥離している碎片が多いこと、実際に未製品も3点と少数ながら出土していることから、主に石鏃を製作した場と思われる。

これらのことから考えて、本遺跡は住居を構えて定住した集落ではなく、そこから離れた狩猟等のための短期間のキャンプサイト的な場であったと推定できる。

VII. おわりに

冒頭で述べたように奈良盆地北部においては縄文時代遺構の本格的な調査はほとんどなく、研究はその端を発したばかりだといえよう。少なくともこれまで地山とされていた黄褐色の土層の下層にも目を向け、上層遺構の掘り下げの際、縄文時代の層位の確認をする必要がある。

今回ほとんど触れることができなかったが、石器形態や石器組成、剥片剥離技術からみて、本資料が現段階でどのように位置付けられるのか。また今まで奈良盆地で出土した縄文時代の資料から考えられる時期的な遺跡立地の変遷など、検討しなければならない問題は多数あるが、これらについてはまた別の稿を設けることとしたい。

なお、小稿を執筆するにあたって、下記の方々の御教示・御協力を得た。記して感謝の意を表したい。

米田文孝・松浦五輪美・安井宣也・相原嘉之・池田裕英・久保勝正・広岡孝信(敬称略)

- 1) 久保邦江「平城京右京三条三坊七坪・菅原東遺跡の調査 第257-2次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』奈良市教育委員会 1994年
- 2) 小稿では碎片を「ある目的のために剥片を剥取したり、ある器形に整形するために調整を加えた結果生じた2.0cm未満の小石片」と定義する。2.0cmという基準値は菅原東遺跡出土の製品の場合、最低2.0cmの素材が必要であると考えられるところから設定した。
- 3) 松本修自「2 遺構 A 古墳時代及び古墳時代以前」『西隆寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所 1993年
- 4) 菅原正明「3 佐紀池下層遺構」『平城宮発掘調査報告X』奈良国立文化財研究所 1981年
- 5) 直木孝次郎「第一章 第三節 縄文時代の奈良」『奈良市史 通史I』奈良市史編纂審議会編 1990年
- 6) 相原嘉之「左京四条三坊十一坪の奈良時代以前の遺構」『平城京左京四条三坊十一坪発掘調査報告書』平城京左京四条三坊十一坪発掘調査会・奈良大学考古学研究室 1995年
- 7) 佐藤虎雄「第一章 第一節 縄文式文化」『奈良市史 考古編』奈良市史編纂審議会編 1968年
- 8) 中井一夫ほか「白毫寺遺跡発掘調査概報」『奈良県遺跡調査概報(第一分冊)1982年度』奈良県立橿原考古学研究所 1983年
- 9) 安井宣也「菅原東遺跡埴輪窯跡群をめぐる諸問題 歴史的・地理的環境」『奈良市埋蔵文化財調査センター紀要1991』奈良市教育委員会 1992年
- 10) 久保邦江「平城京右京二条三坊四坪・菅原東遺跡 第293次 縄文時代の調査」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成6年度』奈良市教育委員会 1995年
- 11) 久保邦江「平城京右京二条三坊二・三坪の調査 第283次」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』奈良市教育委員会 1994年
- 12) 註4)と同じ
- 13) 田中英司「縄文時代の剥片石器製作」『風早遺跡』庄和町風早遺跡調査会 1979年
- 14) 阿部祥人「多摩ニュータウンNa852遺跡」『多摩ニュータウン遺跡(第6分冊)昭和58年度』東京都埋蔵文化財センター 1984年
- 15) 大下明「第IV章 縄文・弥生時代 第13節」『溝口遺跡』古代学協会 1988年
- 16) 久保勝正「三重県下縄文時代初頭石器群の一様相—志郡白山町八幡遺跡の石器群—」『斎宮歴史博物館研究紀要1』斎宮歴史博物館 1992年
- 17) 註15)のなかで「剥片」も含んで「石鎌チップ」を定義しているが、溝口遺跡出土の分類別長幅分布グラフでは19mm以下のものだけを取り扱っており、小稿の「碎片」と同様の基準であると判断した。
- 18) 阿部祥人「先土器時代の微細遺物—特に小石片検出の意義についてー」『史学』第52巻2号 三田史学会 1982年
- 19) 桜井準也「旧石器時代研究とサンプリングエラー」『旧石器考古学』40 旧石器文化談話会 1990年
- 20) 註18)のなかで紹介されている。

平城京出土の飛鳥寺軒丸瓦と「竹状模骨痕」をもつ丸瓦

原田憲二郎

I. はじめに

平城京内で飛鳥・白鳳時代の寺院の軒瓦が出土することがある。そのことについては大きく分けて二通りの考え方ができる。一つは、平城京遷都以前に寺院がその地に造営されていたという考え方(海龍王寺など)、もう一つは、平城京遷都に伴って、平城京に飛鳥・藤原の地から移建され、その時に瓦も一緒に運ばれてきたという考え方(元興寺、大安寺など)である。

奈良市教育委員会が平成五年度に行なった平城京右京三条一坊十四坪の発掘調査¹⁾では、これまでに飛鳥寺などで同範品が確認されている白鳳時代の軒丸瓦が出土した。本稿では、その資料を紹介するとともに、平城京内で出土した経緯について若干の考察を試みたい。

II. 右京三条一坊十四坪の調査と出土瓦

奈良時代以前の軒丸瓦が出土した場所は、奈良市三条大路五丁目1-29番地で、平城京の条坊復元によると、右京三条一坊十四坪の西辺にあたり、間近に西一坊大路が想定される(図1)。検出した主な遺構には、弥生時代の溝1条、奈良時代の掘立柱塀2条、鎌倉時代の井戸1基がある。主題となる軒丸瓦(図2-1)は鎌倉時代の井戸の枠内から出土した。他に井戸の枠内からは三重弧文軒平瓦(図2-2)、「竹状模骨痕」をもつ行基葺式丸瓦(図2-3~6)、縦位繩叩き桶巻き作り平瓦、瓦器碗などが出土している。これらの瓦は、土器の年代から十三世紀後半代に井戸に一括投棄されたものようである。なお、調査地周辺に平城京遷都以前の寺院があったことは、文献からは見い出せない。

出土した軒丸瓦は、飛鳥寺XⅦ型式²⁾と同範である。複弁八弁蓮華文軒丸瓦で、外区外縁は素文、外区内縁は珠文で、部分的に珠文間にひとまわり小さい小珠文を配する点が特徴である。内外区を分かつ圈線および外区の内外区を分かつ圈線は無い。蓮弁は比較的長く平板であるが、弁端は高く反り上がり、子葉もわずかではあるが盛り上がる。間弁は楔状を呈し、高く盛り上がる。中房はわずかに突出する。蓮子は1+8である。同範品は飛鳥寺で2点³⁾、姫寺廃寺で1点⁴⁾、奥山廃寺(奥山久米寺)で1点⁵⁾、飛鳥池遺跡で4点⁶⁾、藤原京横大路で

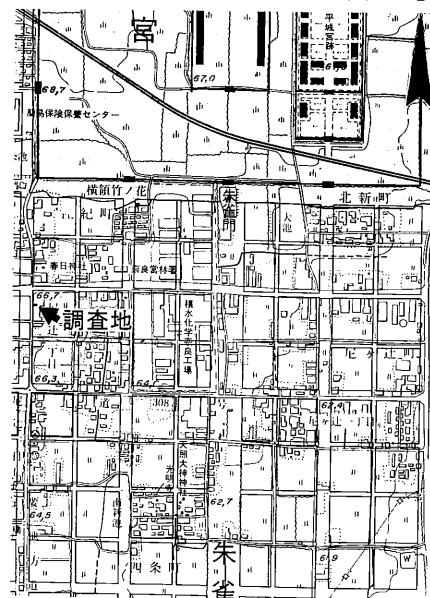


図1 平城京右京三条一坊十四坪調査位置図 (1/20,000)

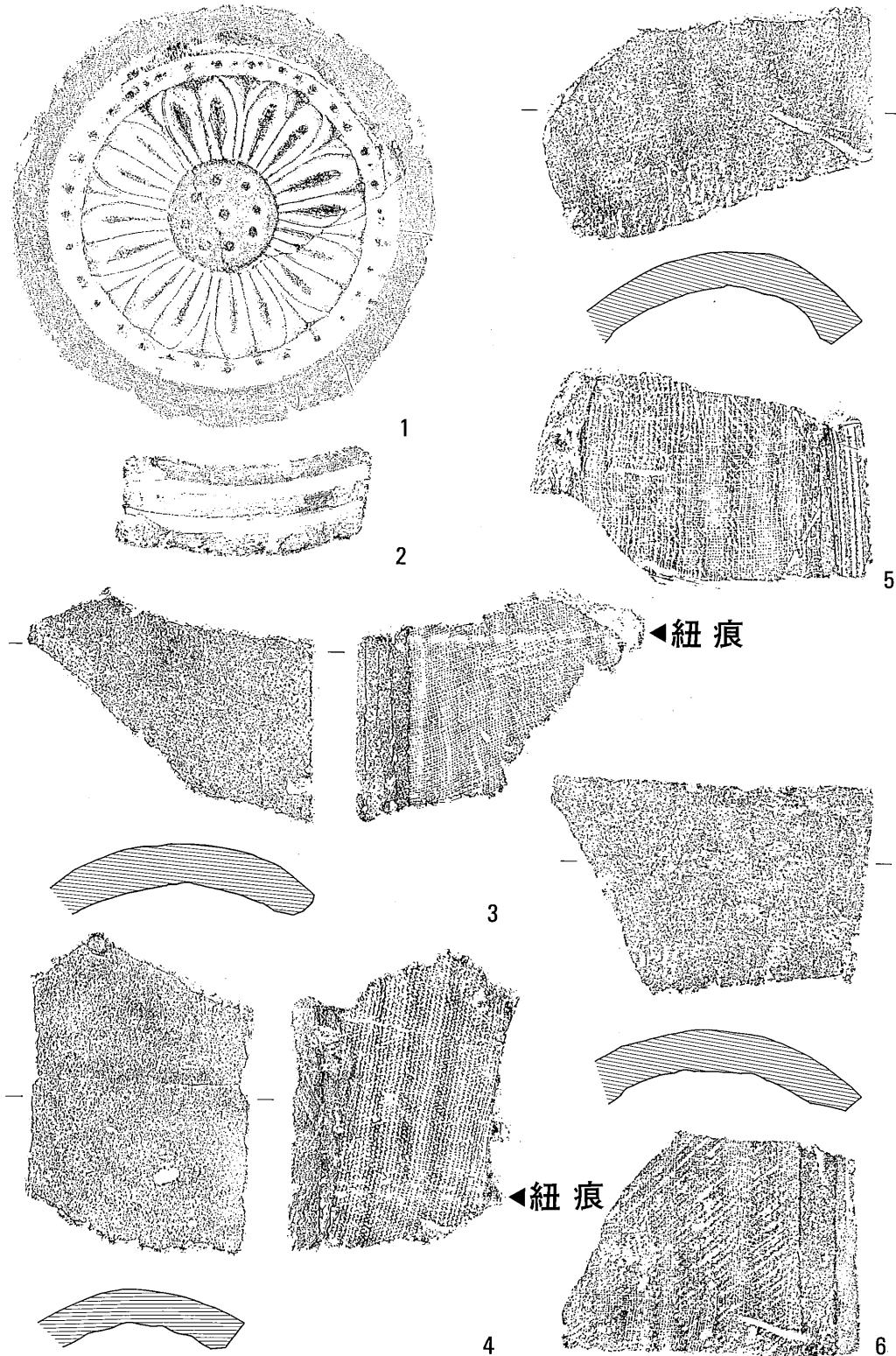


図2 平城京右京三条一坊十四坪調査地出土瓦類 (1/3)

1点⁷⁾、飛鳥寺の東南地域(飛鳥寺1992-1次調査地)で9点⁸⁾確認されており、桜井市高田廃寺にも同範品と思われる採集品が1点⁹⁾ある。飛鳥寺XⅦ型式の年代は、かつて平安時代の初め頃に推定されていた¹⁰⁾が、飛鳥池遺跡の調査で、「竹状模骨痕」をもつ行基葺式丸瓦を丸瓦部にすることや三重弧文軒平瓦と組み合うことが判明したことから、現在では白鳳時代末頃と考えられている¹¹⁾。大脇潔氏はこの軒丸瓦について、「蓮弁に川原寺系の複弁軒丸瓦から展開するものとはやや異質な表現が看取され、半島系の複弁軒丸瓦との関係を追求すべきものではないか」¹²⁾と考えている。

「竹状模骨痕」をもつ丸瓦は、「竹のような材料を割って紐で編み重ねて簾状のものを作り¹³⁾」これをまるめて模骨とした丸瓦である。出土した「竹状模骨痕」をもつ行基葺式丸瓦は9点ある。うち2点(図2-3、4)に模骨を横に綴じ合わせた紐の圧痕がある。凸面の調整は縦位に繩叩きののち、ナデ調整を行なう。大和では、姫寺廃寺¹⁴⁾、奥山廃寺¹⁵⁾、飛鳥池遺跡¹⁶⁾、飛鳥寺の東南地域¹⁷⁾、坂田寺¹⁸⁾、で出土例がある。

では次に、「なぜこのような瓦が平城京内のこの地で出土したか」ということについて考えてみたい。

前述したように、文献から右京三条一坊十四坪の調査地付近に平城京遷都以前の寺院跡が、見受けられないとからすると、同範品が確認されている遺跡から平城京内に持ち運ばれたと考える方が妥当だと思われる。特に同範品が確認されている遺跡の中で、注目されるのは、飛鳥寺の東南地域である。というのは、調査地では、飛鳥寺XⅦ型式と「竹状模骨痕」をもつ行基葺式丸瓦が多く出土しており、さらに三重弧文軒平瓦¹⁹⁾、縦位繩叩き桶巻き作り平瓦も出土しており、その出土瓦類の様相が一致するからである。また、次章でふれるが、文献に記された記事にも注目すべきものがあるからである。この調査地では飛鳥寺XⅦ型式の他に、「竹状模骨痕」を丸瓦部とする軒丸瓦、飛鳥寺XX型式が出土している²⁰⁾。遺構としては七世紀後半に建てられた礎石建ち基壇建物を検出しており、七世紀後半に道昭(あるいは道照)が唐から将来した經典を納めるために建てられた禪院跡の可能性が高いと考えられている²¹⁾。次章では、その禪院について、これまでの研究をふまえて文献からみてみたい。

III. 記録からみた飛鳥寺禪院と平城京禪院寺

『続日本紀』の文武天皇四年(700)三月十日条の道昭遷化の記事に、道昭が白雉四年(653)に「使に隨ひて入唐し、適々玄奘三蔵に遇ひて、師として業を受く。」と、渡唐して玄奘三蔵に師事したことを記し、帰朝後「元興寺の東南隅に於て別に禪院を建てて住す。時に天下行業の徒、和尚に従ひて禪を学べり。」とある。『日本國現報善惡靈異記』卷上の第二十二にも「故の道昭法師は、船の氏、河内の國の人なり。勅を奉りて佛法を大唐に求め、玄奘三蔵に遇ひて弟子と為る。(中略)業成りし後、此の土に到り、禪院寺を造りて²²⁾止まり住む。」と見える。また『日本三代実録』元慶元年(877)十二月十六日の条には「禪院寺を以て元興寺別院と

為す。禪院寺は、遣唐留学僧道照此に還りて後、壬戌年三月本元興寺東南隅に創建す。」とある。これらの記事から、白雉四年の入唐留学僧道昭は帰朝後の天智天皇元年(661)に飛鳥寺の東南隅に禪院を建てたことが知られる。上記の記事から、飛鳥寺1992-1次調査地は飛鳥寺の東南に位置し、七世紀後半代の礎石建ち基壇建物を検出していることから、調査地が禪院跡の可能性が高いと考えられているのである。さらに『続日本紀』同日条に、道昭死後「都を平城に遷すや、和尚の弟および弟子ら奏聞して、禪院を新京に徒し建つ。今の平城右京の禪院これなり。此の院に多くの經論あり。書迹楷好にして並びに錯誤あらず。みな和上の将来せる所のものなり。」とあり、また『日本三代実録』同日条にも「和銅四年八月平城京に移建するなり。」とあり、これらの記事から、和銅四年(711)に和尚の弟や弟子たちにより平城京右京に移され、飛鳥寺との関係は中断され、「禪院寺」と称され、単独寺院となつたらしいと考えられている²³⁾。飛鳥寺の平城京移建より七年前のことになる。収蔵された經典については、写経の原本として高く評価されていたことがわかり、堀池春峰氏は「奈良時代を通じて屈指の図書館的存在であったと思われる。」²⁴⁾と述べている。薬師寺に伝わる仏足石の南面の銘文に「大唐の使人王玄策、中天竺に向い、鹿野園の中の転法輪處にして、因に跡を見て、転写搭するを得たるもの、是れ第一本なり。日本の使人黄文本実、大唐国に向い、普光寺において、転写搭し得たるもの、是れ第二本なり。此の本は右京四条一坊の禪院に在り。禪院の壇に向い、神跡を披見して、敬しく転写搭したもの、是れ第三本なり。(以下略)」とあり、この銘文から禪院寺は右京四条一坊にあったことがわかる。このことはさきに挙げた『続日本紀』の「今の平城右京の禪院これなり。」と言うところと一致する。また、注目すべきことには禪院寺の寺地が、平城京右京三条一坊十四坪の調査地と近接していることである。

前に挙げた『日本三代実録』の記事から、禪院寺は元慶元年に平城の元興寺の別院となり、両寺の関係は道昭の昔にもどることになったことがわかる。以後の衰亡については文献からはわからない。『今昔物語集』巻第十一の第四に「彼の禪院と云は元興寺の東南に有り。」と、平安時代中期頃にも存在していたような記事があるが、このことについて福山敏男氏は「元興寺の東南とする位置の関係は平城京に移る以前の飛鳥の地におけることであって、これは『今昔物語集』の作者の單なる知識にすぎず、當時なお存在したことを示す史料とはならない」²⁵⁾と考えている。

IV. まとめ

以上紹介してきた瓦が、平城京右京三条一坊十四坪と飛鳥寺東南地域でともに出土することになった背景には、Ⅲ章に紹介してきた文献の記事から、次のように考えるのが妥当であろう。

飛鳥寺1992-1次調査地は禪院跡であり、その禪院所用の瓦のうちのひとつが飛鳥寺XVII型式で、禪院の平城京移建あたって、右京四条一坊に移建された禪院寺に運ばれ、のちに廃絶した禪院寺から瓦類は近接地の右京三条一坊十四坪の調査地で検出した井戸に廃棄さ

れたと考える。

飛鳥寺XⅦ型式が飛鳥寺では出土するものの、平城京元興寺ではまったく出土していないことは、飛鳥寺XⅦ型式が禅院所用のうちの瓦のひとつであることをうかがわせるものであろう。

禅院寺の廃滅年代の一証左となることとしては右京三条一坊十四坪の調査により、禅院寺の瓦と考えられるものが、十三世紀後半に廃絶した井戸から出土したことから、少なくとも十三世紀後半までに廃滅した可能性が高いだろうと考えられる。

以上、平城京右京三条一坊十四坪の調査地内で出土した瓦について私見を述べてみた。ただし、いまだに平城京禅院寺の遺構そのものは確認されておらず、場所さえ特定されたわけではない。今後、文献から禅院寺があったとされる右京四条一坊内の調査地で飛鳥寺XⅦ型式、飛鳥寺XX型式や「竹状模骨痕」をもつ行基葺式丸瓦が集中的に出土する地域があるであろう。それとともに平城右京禅院寺の存在があきらかになることを期待したい。

本稿をまとめるにあたっては、奈良国立文化財研究所 館野和己、花谷 浩、奈良県立橿原考古学研究所 今尾文昭、(財)元興寺文化財研究所 藤澤典彦、奈良市埋蔵文化財調査センター 中井 公各氏に御教示、御助言、御協力いただいた。記して感謝します。

註

- 1) 原田憲二郎、秋山成人、中島和彦「平城京第291次右京三条一坊十四坪の調査」『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成6年度』奈良市教育委員会 1995
- 2) 坪井清足「第五章遺物 二、瓦類その他」『奈良国立文化財研究所学報第五冊 飛鳥寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所 1958
- 3) 坪井清足「第五章遺物 二、瓦類その他」『奈良国立文化財研究所学報第五冊 飛鳥寺発掘調査報告』奈良国立文化財研究所 1958 には、調査により出土した1点の他に、1点が採集されていると報告されている。
- 4) 花谷 浩「瓦作りの一工夫—畿内における竹状模骨丸瓦の様相—」奈良国立文化財研究所公開講演会資料 1992
- 5) 「奥山・久米寺の調査 (1989-1次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報20』奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 1990の出土瓦一覧表中の「新」が、飛鳥寺XVII型式であることを花谷浩氏より御教示をうけた。
- 6) 花谷浩「4、飛鳥池遺跡の調査 (飛鳥寺1991-1次調査)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報22』奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 1992
- 7) 今尾文昭氏の御教示による。
- 8) 伊藤武「4、飛鳥寺の調査 (1992-1次)」『飛鳥・藤原宮発掘調査概報23』奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部 1993 なお、出土点数は花谷浩氏の御教示による。
- 9) 保井芳太郎「高田寺」『大和上代寺院志』大和史学会 1932
- 10) 註2) と同じ。
- 11) 註6) と同じ。
- 12) 大脇潔「飛鳥の渡来系氏族と古代寺院」『渡来系氏族と古代寺院』帝塚山考古学研究所 1994
- 13) 小田富士雄「百濟系单弁軒丸瓦考・その二」『九州考古学研究歴史時代篇』1977
- 14) ~16) 註6) と同じ。
- 17) 註8) と同じ。
- 18) 註4) と同じ。
- 19) 右京三条一坊十四坪の調査地出土の三重弧文軒平瓦は、花谷浩氏、中井公氏立会いのもと、飛鳥寺1992-1次調査地出土の三重弧文軒平瓦と実物照合を行ったが、施文原体が一致しなかった。今後、類例の増加を期待したい。
- 20) 註4) と同じ。
- 21) 「II 寺々の調査 飛鳥寺」『飛鳥のーー最近の調査からーー』奈良国立文化財研究所飛鳥資料館 1994
- 22) 藤野道生氏は著書「禅院寺考」『史学雑誌第66編第9号』山川出版社 1957のなかで文中に、「禅院寺を造りて」とあるのは「禅院を造りて」の誤りであることを明らかにされている。
- 23) 堀池春峰「平城京禅院寺と奈良時代佛教」『佛教史學第2卷第4号』平楽寺書店 1951
- 24) 註17) と同じ
- 25) 福山敏男「禅院寺」『奈良朝寺院の研究』高桐書院 1948

鳥鉢蓋小考

—平城京跡出土例を中心に—

池田裕英

I. はじめに

大空を自由にはばたく鳥は、その能力がゆえに人間が様々な思いを込めてかなわぬ夢を託し続けてきた生きものである。考古学の面からでも埴輪、土器、木製品、また古墳の壁画などに鳥が表現されており、そのことを窺うことができる。平成5年度に奈良市教育委員会が平城京右京二条三坊で行なった発掘調査では、鉢に鳥の形を表わした土器の蓋(以下では鳥鉢蓋という)が2点出土した。この鳥鉢蓋は長野県諏訪市の金鋸場遺跡で平瓶と伴出したことから平瓶の蓋と考えられ、各部の表現等から「おしどり」をうつしたものといわれている¹⁾。また、胎土などの緒特徴から愛知県名古屋市北東部を中心にして広がる猿投山西南麓古窯跡群(以下では猿投窯といふ)産のものと考えられている。猿投窯の焼物は飛鳥時代以降全国に広がり、奈良時代中頃以降になると平城京でもその量が増加してくるが²⁾、そのころ猿投窯では「原始灰釉陶器」がつくられるようになり、鳥鉢蓋もそのうちの一つとされている³⁾。

小稿では平城京跡から出土した2点の鳥鉢蓋の紹介に加え、管見にのぼった緒例についても触れ、若干の考察を行なってみたい。

II. 鳥鉢蓋概観

(平城京跡)

今回とりあげる2つの鳥鉢蓋は平成5年度に奈良市教育委員会が行なった近鉄西大寺駅南土地区画整理に伴う事前の発掘調査によって出土したものである。この調査の内容や遺構の特徴については『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書 平成5年度』に詳しいのでここでは改めて記さないが、鳥鉢蓋はともに井戸から出土した。

1 資料1(図1) 右京二条三坊四坪の井戸SE503の掘形から出土したものである。法量は直径が復原で9.2cm、全高は5.0cmで、鉢の基部は4.4cm、高さは3.8cmである。内面は中実で、天井部に直径2mmの穴がみられ、心棒の痕跡と思われる。このことから、心棒に粘土塊をとりつけ、成形していくと考えられる。内面の天井部にはロクロナデの痕跡が認められる。外面全体には釉がかかり、色調は黒灰色である。嘴や冠毛はヘラによって面取りがされていてシャープなつくりである。両側面には羽毛が線刻で表現されており、1枚1枚丁寧に描かれ、非常に写実的である。目は竹管状のスタンプである。嘴はやや平たく、線刻によって上嘴と下嘴が表わされている。後頭には長い毛状の冠毛が伸びている。嘴を左に向けた面の方が羽毛の数が多く、表現が巧みであることや羽毛の線刻方法などから右利きの工人が作成したものと思われる。

2 資料2(図2) 右京二条三坊二坪の井戸SE504の枠内から出土したものである。法量は直径が復原で9.8cm、全高が7.5cmで、鈕の基部は6.6cm、高さは6.5cmである。資料1とは違い、内面が中空である。内面にはロクロナデの痕跡が認められ、頂部にはしづりを加えた跡がみえる。鈕部と蓋部の接合部分はヘラによる面取りが施されている。外面は羽毛の線刻を施す前に、ナデで調整している。外面には釉があまり掛かっていない。嘴の大部分が欠けているが、線刻によって上嘴と下嘴が分けられている。後頭部の冠毛は短い。羽毛は

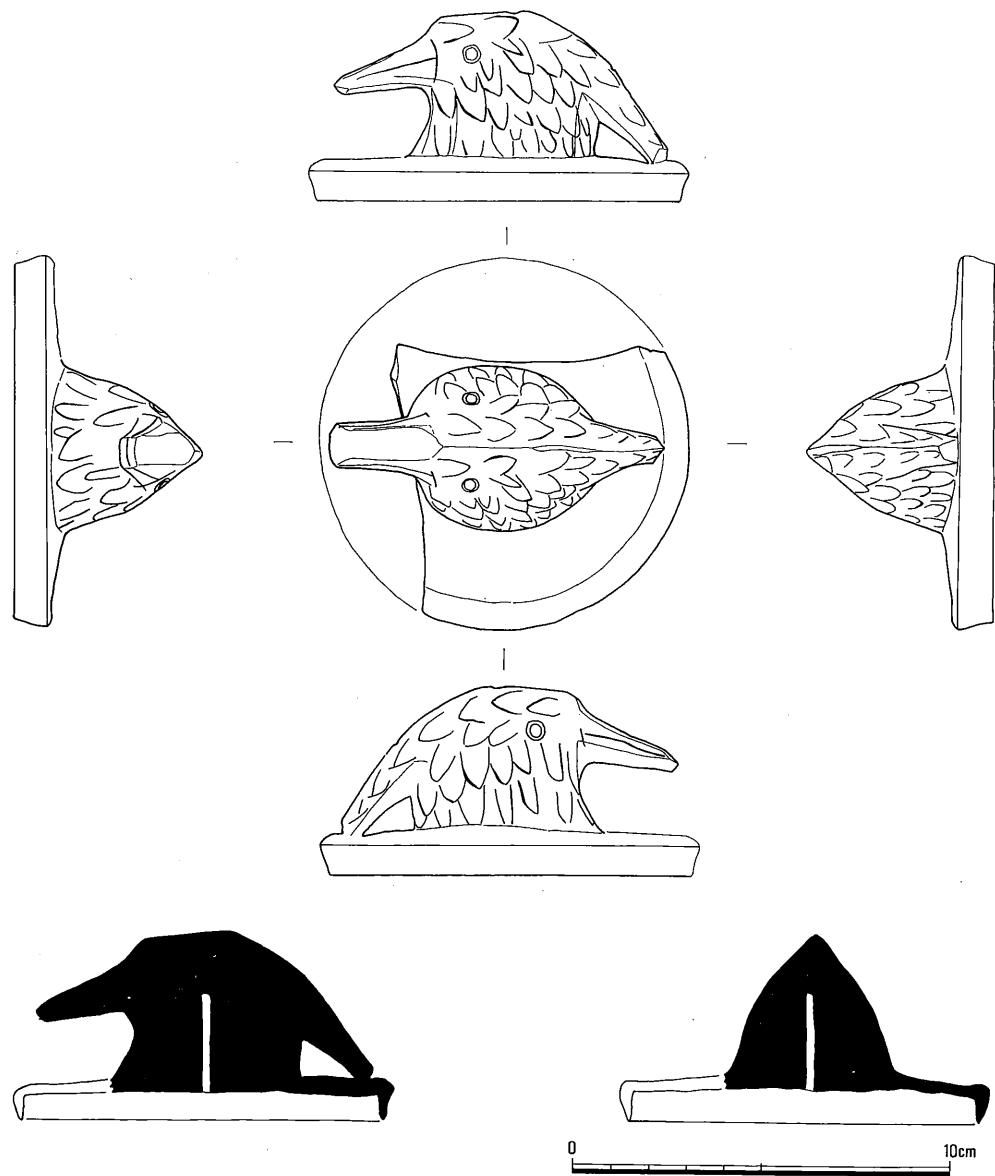


図1 平城京右京二条三坊四坪SE503掘形出土鳥鈕蓋 (1/2)

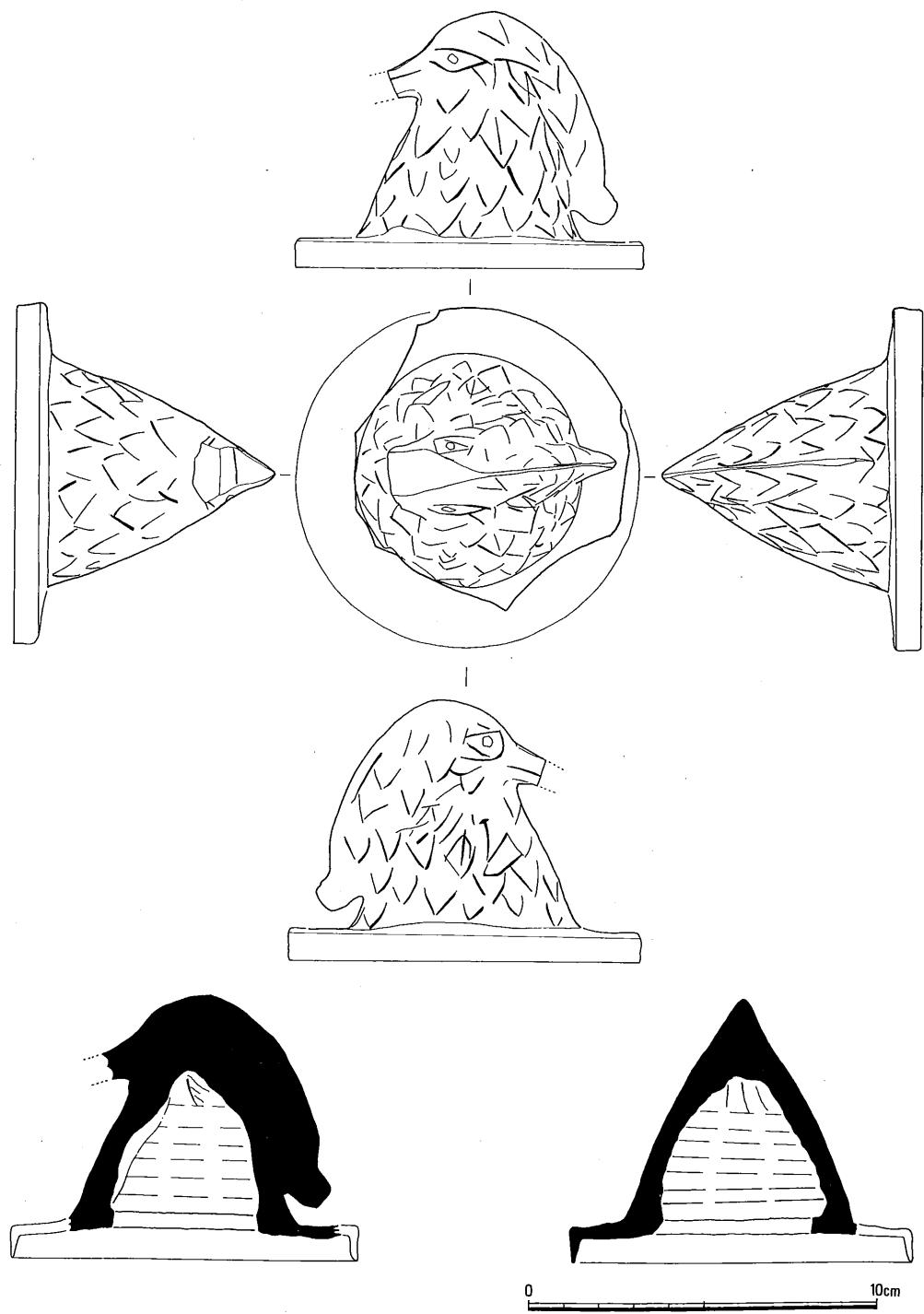


図2 平城京右京二条三坊二坪SE504出土鳥鉗蓋（1／2）

資料1と同じく線刻で1枚ずつ描かれており、写実的であるが、本例は目も線刻によって表わされている。加えて、まぶたも表現されている。この資料についても羽毛の表現方法の違い等から右利きの工人によって作られたものと考えられる。

これらの鳥鉗蓋と共に伴した土器は、共に8世紀末に位置づけられるものである。

(その他の緒例)

鳥鉗蓋は管見では今回の2例の外に8例ある(表1)。今回の2例をあわせた(出土地不詳な1例を除く)分布状況を見ると、

奈良県2例、長野県2例、群馬県1例、愛知県4例となる。これを遺跡別でみると、窯跡4例、都城2例、古墳1例、住居跡1例、フンド1例⁴⁾となる。窯跡から出土したものは全て猿投窯であり、そのことからも鳥鉗蓋が猿投窯産のものであることが首肯されよう。また、分布も猿投窯の焼物の分布域と重なる。以下で、個々の鳥鉗蓋についてみていくことにしたい。

3 黒笛7号窯⁵⁾ この窯は名古屋大学によって1974年に発掘調査が行なわれている。蓋は外面全体に釉がかかっている。目は竹管によって表わされている。羽毛は1枚1枚表現されではいるが、平城京跡出土のものに比べるとくずれた感じを受ける。冠毛は短い。

4 鳴海259号窯⁶⁾ この窯は名古屋市教育委員会によって1989年に発掘調査が行なわれている。蓋は窯に隣接した土抗から出土した。釉の付着はみられない。内面は中空である。目の表現は棒状の工具を押しつけたものである。羽毛は斜格子状に線刻を施すことにより表現しているが、非常に粗い。冠毛は体部に粘土紐をはりつけたものである。

5 鳴海275号窯⁷⁾ この窯は名古屋市教育委員会によって1979年に発掘調査が行なわれている。蓋は嘴の大部分と後頭部を欠いている。外面には釉がかかる。内面は中空で非常に薄手につくられている。目は竹管で表わされている。羽毛は表現されておらず、体部外面にはヘラケズリの跡が明瞭に残る。嘴は線刻によって上下が分けられている。

6 金鑄場遺跡⁸⁾ 昭和50年に長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査の一環として調査された遺跡である。蓋はその際に検出された古墳の横穴式石室内から出土しているが、古墳そのものが盗掘・撹乱を受けており、出土状態からは鳥鉗蓋は古墳の副葬品とはみなし難いとのことである。蓋は外面全体を施釉した灰釉陶器である。内面は中空である。目は竹管で、羽毛は線刻を格子状に施すことによって表わされており、施紋の順序は右下がりの斜線を刻んだ後に左下がりの斜線を刻んでいる。古墳の周濠やその周辺から灰釉陶器の平瓶が出土したことから鳥鉗蓋が平瓶とセットになっていたことが知られた。

表1 鳥鉗蓋一覧表

N.O.	出土遺跡	所在地	出土遺構	口径(cm)	器高(cm)
1	平城京右京二条三坊四坪	奈良県奈良市	井戸	9.2	5.0
2	平城京右京二条三坊二坪	奈良県奈良市	井戸	9.8	7.5
3	黒笛7号窯	愛知県東郷町	窯跡	10.1	6.8
4	鳴海259号窯	愛知県名古屋市	窯跡	10.6	6.6
5	鳴海275号窯	愛知県名古屋市	窯跡	12.6	8.0
6	金鑄場遺跡	長野県諏訪市	古墳	11.0	8.5
7	十二ノ后遺跡	長野県諏訪市	フンド	—	—
8	下東西遺跡	群馬県前橋市	住居跡	9.2	6.0
9	黒笛4号窯	愛知県東郷町	窯跡	9.5	6.2
10	出土地不詳	—	—	10.0	7.0

7 十二ノ后遺跡⁹⁾ 金鋳場遺跡と同じく昭和50年に長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査の一環として調査された遺跡である。蓋はフンドから出土した。後頭部の破片のみの出土であるが、形態や羽毛の表現方法など金鋳場遺跡のものと非常によく似ている。

8 下東西遺跡¹⁰⁾ 関越自動車道の建設に伴って(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団によって3次にわたって発掘調査が行なわれた遺跡である。蓋は平安時代の住居跡の床面から出土している。胎土は暗灰色で、外面に淡緑色の釉を施した灰釉陶器である。内面は中空で、嘴は線刻で上下に分けられているが、嘴の長さは約2cmと短い。目は竹管で、羽毛は格子状に線刻を施すことによってあらわしている。

9 黒笛4号窯¹¹⁾ 1954年に黒笛4号窯から発見されたものである。外面には釉がかかる。内面は中空で、天井部に重ね焼きの痕跡がみられる。目は竹管のスタンプで、羽毛は線刻で一枚一枚表現されている。嘴は面取りがされてはいるものの、やや丸みをおびている。線刻を加えることによって上嘴と下嘴を分けている。後頭部の冠毛は短い。

10 出土地不詳¹²⁾ これも猿投窯産と考えられているものである。胎土は黄灰色で、外面に淡黄緑色の釉が施された灰釉陶器である。内面は中空である。目は竹管で、羽毛や嘴は線刻によって表わされており、嘴の根元の上面には鼻孔が2つみられる。後頭部の冠毛は長く、蓋部にまで達している。

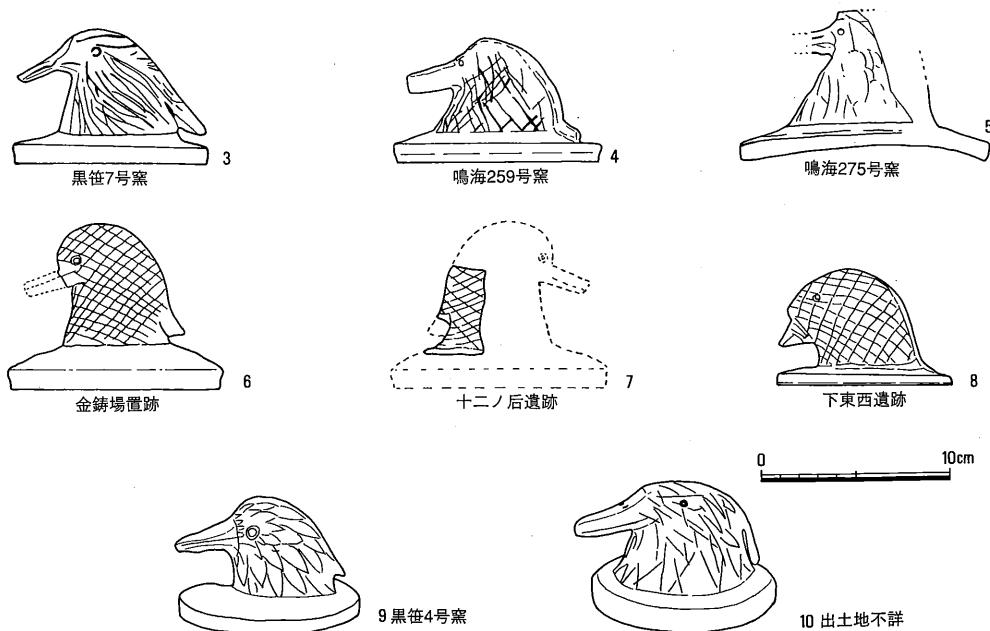


図3 鳥鉢蓋の諸例 (1/4 但し、9、10については写真からのトレースのため縮尺不同)

III. 鳥鈕蓋についての若干の考察

(分類と年代)

平城京跡から出土した2例を含めた10例についてみたが、それらを次のように分類し、考えを進めてみたい。

まず形態によって、

I類・・・頭頂部から冠毛にかけての頂部が尖るもの
II類・・・頭頂部から冠毛にかけての頂部が平坦面をなすもの
の2種に分けることにする。また、これらは羽毛の表現方法により、

- a型・・・1枚1枚表現されるもの
- b型・・・斜格子状に表現されるもの
- c型・・・無紋のもの

の3種に細分することができ、I類ではI-a, I-bがみられる。I-aは平城京跡SE503例、平城京跡SE504例、黒笛7号窯例、黒笛4号窯例、出土地不詳例の5例である。I-bは鳴海259号窯例である。II類ではII-b, II-cがある。II-bには金鋸場遺跡例、十二ノ后遺跡例、下東西遺跡例の3例である。II-cは鳴海275窯例である。

I, II類に分類した二者は、時期的な前後関係やモデルとした鳥の違いなどが考えられるが、前者の可能性を考えておきたい。このことを共伴した土器からみてみることにする。

I-aでは、SE503例は共伴した土器が8世紀末のもので、この時期は猿投窯の編年では折戸10号窯式にあたる。SE504例は共伴した猿投窯産の長頸瓶が折戸10号窯式のものと考えられる。黒笛4号窯例と黒笛7号窯例は、これらの窯が折戸10号窯式に位置づけられている¹³⁾。以上のようにI-aは折戸10号窯式の土器と伴うことが多い。

I-bの鳴海259号窯例は、この窯自体は黒笛90号窯式の灰釉陶器を中心に焼成しているが、他に綠釉陶器の素地や須恵器も焼かれており、井ヶ谷78号窯式と黒笛90号窯式に操業期間があるとされる。先述の通り、鳥鈕蓋は窯体内から出土したものではなく、灰層掘削後に検出された土坑から出土したもので、この土坑からは須恵器のみしか出土していない。これらの須恵器はその特徴から井ヶ谷78号窯式のものと考えられていることから、鳥鈕蓋もその時期のものとすることができるよう。

II-bでは、金鋸場遺跡例は古墳の玄室出土のものであるが、この鳥鈕蓋に係わる遺物として灰釉陶器の平瓶と長頸瓶があり、平瓶は羨道部を中心に墳丘南側から、長頸瓶は周濠から出土している。これらは平城宮SD650A出土資料との類似が指摘され、9世紀前半のものとされており、灰釉陶器長頸瓶はその特徴などから、黒笛14号窯式のものと考えられよう。形態が類似する十二ノ后遺跡例は共伴した土師器が9世紀中頃を前後する時期に位置づけられており、下東西遺跡例は共伴遺物が9世紀第4四半期のものと考えられているが、これらの時期は黒笛14号窯式から黒笛90号窯式とみることができよう。

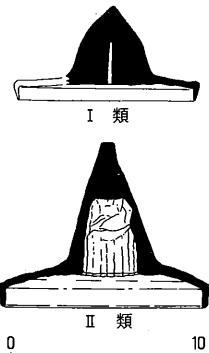


図4 分類の範例

II-cの鳴海275号窯例は詳しい出土状況が報文では不明であるが、9世紀中頃のものと考えられている。この窯は出土遺物の大半が「須恵器系器種」で、その中に「若干古式の灰釉陶が含」まれる。この窯は構造の面から折戸80号窯と近い時期の窯であると考えられており、その折戸80号窯は折戸10号窯式の前半に位置づけられている。しかし、蓋には羽毛の表現もないことなどから、鳥鉢蓋は折戸10号窯式よりは時期の下るものであろう。この窯の操業期間が折戸10号窯式から「若干古式の灰釉陶」までとすることができるなら、詳細な時期は不明であるが、黒笛14号窯式以降のものと考えることができ、先の年代も妥当なものではなかろうか。

以上のように共伴した土器から、この二者は前後関係と考えてよいのではないかと思われる。すなわち、頭頂部が尖るI類から平坦面を持つII類へ、また羽毛の表現は1枚1枚描く写実的なものから無紋化へと簡略化の方向へ進んだものと思われる。このように考えると、他にも幾つか気付くことがある。一つは法量の拡大化である。表1にも示したが、口径をみると、I-aはSE503例が9.2cm、SE504例が9.8cm、黒笛4号窯例が9.5cm、黒笛7号窯例が10.1cm、出土地不詳例が10.0cmである。I-bの鳴海259号窯例が10.6cmであり、II-bの金鋸場遺跡例が11.0cm、下東西遺跡例が9.2cm、II-cの鳴海275号窯例が12.6cmと、口径が大きくなっていくことがわかる¹⁴⁾。器高でも概ね同じような結果が得られ、器高が高くなっていく傾向にある。次に細部の表現方法であるが、I-aの黒笛4号窯例、黒笛7号窯例、SE503例には「まぶた」の表現がなされていない。ところが、同じI-aの出土地不詳例、SE504例はまぶたが表現されている。これは、羽毛がまぶたに変化していったのではないかと考えられ、また、SE503例と黒笛4号窯例は冠毛の部分にまで羽毛の表現がされているが、そのほかのものについては省略されてしまっている。これらはI-aの中での時期差を示しているのかもしれない。

これらの年代については、共伴した土器の年代等から、I類は8世紀後半から9世紀前半、II類は9世紀前半から9世紀後半と考えておきたい。

ところで、近年の猿投窯での窯跡の調査や都城遺跡での猿投産土器の出土状況から従来の猿投窯編年による矛盾が指摘され、編年及び実年代の再検討が行なわれている。本稿に係わる部分があるので、その点にふれておきたい。従来の編年では長頸瓶の頸部の接合方法の違いが折戸10号窯式と井ヶ谷78号窯式を区別するメルクマールとなっていた。すなわち、折戸10号窯式では三段構成のもののみであるが、井ヶ谷78号窯式前半になって二段構成のものが出現し、井ヶ谷78号窯式後半には三段構成が消滅するとされてきた¹⁵⁾。こういった見解に対し、尾野善裕氏は黒笛11号窯出土遺物の検討から、「管見では井ヶ谷78号窯式の様相とされる三段構成と二段構成の共存は一操業単位としてのあり方としては確認されておら」ないことから、「窯の一回の操業を一単位として捉える時、井ヶ谷78号窯式前半という生産内容の単位が存在しない可能性」を指摘された¹⁶⁾。安田幸一氏も黒笛45号窯の調査から、今

後の資料の増加を待たなければならぬとしながらも、長頸瓶の外部形態の特徴から「折戸10号窯式にはすでに二段構成は出現していると理解したい。」述べられている¹⁷⁾。また、小森俊寛氏は「須恵器の編年観からみれば黒笛14号窯式は井ヶ谷78号窯式と並行するべきものとすべきである。」との見解を示されている¹⁸⁾。こうした指摘をうけて斎藤孝正氏は折戸10号窯式では同一形態の長頸瓶において三段を主体としつつ一部に二段が並存することになると述べられ、折戸10号窯式後半と井ヶ谷78号窯式前半では器種の消長や個別器種の形式差も基本的に認められないことから「井ヶ谷78号窯式前半は折戸10号窯式後半に統合されるべきもの」で、黒笛14号窯式については最終的な結論は保留されているが、「初現期の型式である1型式の楕・皿は井ヶ谷78号窯式に含め、2型式のみを厳密に黒笛14号窯式とすべき可能性が極めて強いと考えたい」との考えを示された¹⁹⁾。このように猿投窯の編年に修正が加えられているが、灰釉陶器の初源等の問題はあるものの上述した鳥鉢蓋の年代観や型式変化には大幅な変更点はないものと考えている。

いずれにしても、鳥鉢蓋の作られた期間は8世紀後半から9世紀後半というほぼ1世紀の短期間である。こういった短期間の存在の遺物のわずか10例の資料から型式変化を考えるのはいささか心許ないが、今後、平城宮跡、長岡京跡や平安京跡から出土する可能性は充分考えられ、そうなればより具体的なことが知られるであろう²⁰⁾。

(鳥鉢蓋と平瓶の用途)

これらの鳥鉢蓋は金鋳場遺跡において平瓶と伴出したことによって、平瓶の蓋であることが知られるようになったが、この平瓶の用途としては「酒器」説と「溲瓶」説がある。今回平城京跡から出土した資料は平瓶を伴っていなかったが、鳥鉢蓋が平瓶の蓋であれば、共伴遺物にこの問題を考えるで興味深い資料がある。

鳥鉢蓋が出土したSE504が検出された左京二条三坊二坪の調査で、別の井戸SE508から「酒司」「酒口」という墨書のある須恵器杯蓋が出土した。このSE508は出土した遺物や遺構の重複関係からSE504と同時期の井戸と考えられており、この時期この坪の一画に酒司という役所(京内官衙)もしくは家政機関があったと考えられる。そして、この2基の井戸は酒司に属していたであろうから、この鳥鉢蓋は酒司が所持していたものと考えられ、酒との係わりが窺える。また、もう1例の鳥鉢蓋が出土したSE503からは「合酒四升」と記された木簡が出土し、この井戸があった時期には宅地内に甕を据えた痕跡の

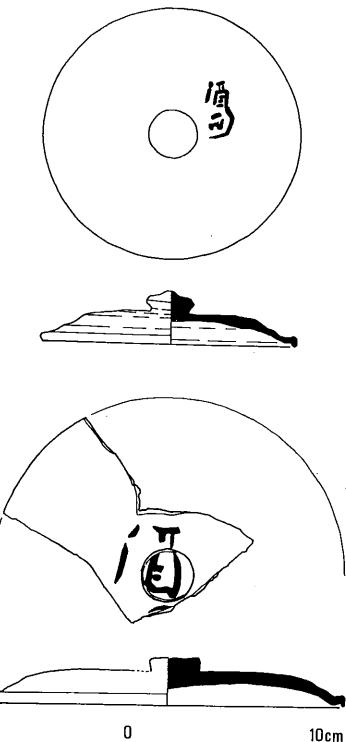


図5 平城京右京二条三坊二坪SE508
出土墨書土器 (1/4)

ある建物が「コの字」状に配置されるという特異な建物配置がみられる。この甕の内容物が何であったかは不明であるが、平城宮跡の造酒司や長岡京跡の例などからみて、中味が酒であった可能性は充分考えられよう。そうすると、この井戸は酒との関係がきわめて強いといえ、そこから出土した鳥鉢蓋もまた酒との係わりを持った器、すわわち酒器であった可能性が高いと考えられる。今回出土した資料からは、鳥鉢蓋をもつ平瓶は酒器として用いられたものとみることができよう。

IV. 今後の課題にかけて

もはや紙幅が尽きようとしているが、ふれることができなかつた問題もある。一つは系譜の問題である。これについては古墳時代にみられる鳥形瓶に起源を求める考え方と装飾須恵器の有蓋高杯にみられる鳥鉢蓋に起源を求める考え方がある²¹⁾。鳥鉢蓋が平瓶とセットになって鳥を表現していることからみれば、鳥形瓶からの系譜と考えるのがよいかもしれない。しかし、鳥形瓶は6世紀末頃に出現し、7世紀中葉から後半にかけて中国地方を中心で分布するもので²²⁾、平瓶の鳥鉢蓋は8世紀後半に猿投窯で作られたものであるから、空間的及び時間的に間を埋める資料を欠いている。このことは有蓋高杯にもいえ、鳥鉢蓋をもつ有蓋高杯は古墳時代に東海地方を中心に分布し、地域的には重なるものの、時間的な空白と高杯と平瓶という器種の違いがある。また、系譜が追えるものではなく、突然作られたものであるということを考えられ²³⁾、この問題については現状では不明と言わざるを得ない。加えて、小稿では技術的な問題や工人のことについても述べることができず、非常に雑駁なものになってしまった。資料の増加を待って、稿を改めたい。

末筆になったが、本稿をまとめるにあたり下記の方々から種々の御指導、御教示を頂いた。記して感謝の意を表すとともに、筆者の浅学のため事実関係や引用等に誤認があるのではとの危惧を抱いている。御叱正をお願いしたい。(敬称略、五十音順)

安達厚三 江浦洋 尾野善裕 岸本隆雄 木村泰彦 城ヶ谷和広 異淳一郎 楠崎彰一
丸山哲夫 水谷栄太郎 安田幸一 奈良市埋蔵文化財調査センターの諸兄

(註)

1) 長野県教育委員会『長野県中央道埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書—諏訪市その4— 昭和50年度』1976

剣羽や冠毛の表現などからみて「おしどり」が最もよく似ていると思われる。おしどりは日本では北海道、本州、九州に分布する鳥である。形態では剣羽は雄にあって、雌にはみられない。後頭部の冠毛は雄が長く、雌の方が短い。後述するが、鳥鉢蓋の冠毛にも長短がみられ、雄雌の違いを表わしたものであろうか。おしどりは『日本書紀』や『万葉集』にもみえ、古代から親しまれた鳥であったようである。

2) 異淳一郎「土器」『平城宮発掘調査報告 X III』奈良国立文化財研究所 1991年

3) 斎藤孝正氏は「原始灰釉陶器」を「灰白色のより耐火度の高い緻密な胎土を用い、意識的に焼成時には焼成室下半に置いて肩や体部上面に自然釉が掛かるように高火度で焼成した、仏具・祭祀具・蔵骨器などの特定用途に用いられた特定の器種」とされる(「東海地方の施釉陶器生産—猿投窯を中心にして」『古代の土器研究—律令的土器様式の西・東3 施釉陶器—』1994年)が、この「原始灰釉陶器」という用語については灰釉陶器との関連で器種や技術的な面で今後解決されなければならない問題を含んでいる。また個々の資料について「原始灰釉陶器」か否かの区別

も難しく、この用語については今後の検討課題としておきたい。灰釉陶器とされる資料については報告書の記述に従った。

- 4) 註1文献によれば、「フンド」とは「住居跡、土坑などといった明確な遺構を伴わないが、特殊な遺物が出土したり、またそれが固まっていたり、遺物の出土状態に意識的な行為を感じさせるような在り方が目立った地域」とされる。
- 5) 愛知県教育委員会『愛知県古窯跡分布調査報告』Ⅲ 1983年
- 6) 名古屋市見晴台考古資料館尾野善裕氏の御厚意により実見させて頂くとともに御教示を頂いた。
名古屋市教育委員会『NN-259号窯跡発掘調査報告書』 1989年
- 7) 名古屋市見晴台考古資料館尾野善裕氏の御厚意により実見させて頂くとともに御教示を頂いた。
名古屋市教育委員会『緑区徳重南部土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査概要報告書』 1979年
- 8) 註1文献
小林正春「長野県諏訪市金鋸場遺跡出土の灰釉水鳥鉢付蓋」『信濃』28-4 信濃史学会 1976年
- 9) 註1文献
10) 群馬県教育委員会・(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『下東西遺跡』 1987年
大江正行ほか「下東西遺跡の概要」『上毛野』群馬歴史同人会 1984年
- 11) 箱根美術館岸本隆雄氏の御厚意により実見させて頂くとともに御教示を頂いた。
楢崎彰一「白瓷」日本陶磁全集6 中央公論社 1976年
- 12) 名古屋市博物館安達厚三氏、水谷栄太郎氏の御厚意により実見させて頂くとともに御教示を頂いた。
名古屋市博物館『館蔵品図録Ⅱ』 1987年
- 13) 註4文献
楢崎彰一「古代陶硯に関する一考察ー有孔把手付円面硯と宝珠硯ー」『名古屋大学総合研究資料館報告1』名古屋大学 1985年
- 14) これは換言すれば平瓶の口径が拡大していったといえようが、このことについては現状では確認できておらず、今後の検討課題である。
- 15) 斎藤考正「第6章 考察」『愛知大学用地内埋蔵文化財発掘調査報告書』三好町教育委員会 1988年
- 16) 尾野善裕「考察」『黒雀第11号窯発掘調査報告書』三好町教育委員会 1992年
- 17) 安田幸一「考察」『黒雀45号窯・祢宜屋敷跡発掘調査報告書』三好町教育委員会 1994年
- 18) 小森俊寛「概要」『古代の土器2 都城の土器集成II』古代の土器研究会 1993年
- 19) 斎藤考正「東海地方の施釉陶器生産ー猿投窯を中心にー」『古代の土器研究ー律令的土器様式の西・東3施釉陶器ー』古代の土器研究会 1994年
- 20) 平城宮跡では東院から、長岡京跡では左京第196・214次調査のSD19601から平瓶の鳥形尾の部分が出土しており(向日市教育委員会『向日市埋蔵文化財調査報告書』第34集 1992)、鳥鉢蓋の存在が想定される。(平城宮例については奈良国立文化財研究所巽淳一郎氏から、長岡京例については(財)長岡京市埋蔵文化財センター木村泰彦氏から御教示を頂いた。)
- 21) 楢崎彰一氏は註11文献の中で「鳥形瓶は古墳時代後期の須恵器の中に多くの作例があり」と鳥形瓶からの系譜を考えでおられ、坂野和信氏は註1文献の中で鳥鉢蓋の「系譜の示唆的なものとして愛知県では後期古墳に副葬された有蓋高杯の鉢に鳥形のものがあり」と有蓋高杯の鳥鉢蓋に系譜を求めておられる。
- 22) 柴垣勇夫「特殊須恵器の器種と分布」『研究紀要 6』 愛知県陶磁資料館 1987年
- 23) 器形は異なるが、正倉院北倉に見られる「漆胡瓶」などの影響の下で奈良時代に作られ始めたという可能性も考えておく必要があろう。

なお、註や参考文献については、紙幅の都合から割愛させて頂いたものも多い。御容赦頂きたい。



1.平城京右京二条三坊四坪SE503掘形出土鳥紐蓋



2.平城京右京二条三坊二坪SE504出土鳥紐蓋

奈良市埋蔵文化財調査センター紀要

1994

平成7年3月25日 印刷

平成7年3月31日 発行

発行 奈良市教育委員会
奈良市二条大路南1丁目1番1号

印刷 関西美術印刷株式会社
奈良市西木辻八軒町153-1

